

## PM2.5の注意喚起の判断方法の改善等（解除）について

PM2.5の注意喚起については、翌日の午前0時に自動解除していましたが、国の「注意喚起のための暫定的な指針の判断方法の改善」（第2次）を受け、日中の濃度が大幅に改善した場合に、住民が引き続き屋外活動を控えるなどの影響を及ぼすことがないように、注意喚起を解除することとし、平成27年1月1日から運用を開始します。

PM2.5の注意喚起については、「午前中の早目の時間帯での判断」と、「午後からの活動に備えた判断」の二段階で判断し、注意喚起を行った場合はその翌日の午前0時に自動解除していません。

国は、注意喚起を実施した日において、日中の濃度が大幅に改善した場合に、住民が引き続き屋外活動を控えるなどの影響を及ぼすことがないように、注意喚起の解除の判断の考え方等を示した「注意喚起のための暫定的な指針の判断方法の改善（第2次）」を平成26年11月28日に全国の自治体に通知しました。

これを受け、本県でも、注意喚起の解除について、平成27年1月1日から次の判断基準を追加して運用を開始します。

### 1 注意喚起の解除の判断基準

県内の全ての測定局において、注意喚起した時刻から19時までの1時間値が2時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となった場合に解除する。

なお、19時の測定値で解除を判断しなかった場合は、翌日の午前0時に自動解除する。

### 2 注意喚起の解除の周知

- ・注意喚起の解除後、速やかに県ホームページで情報提供、報道機関、市町、関係各課等へFAX等での情報提供を行う。

#### (参考)

平成25年3月8日にPM2.5高濃度予測時の注意喚起の運用を開始して以降、これまでに本県では2回（平成26年2月26日、3月18日）注意喚起を行いましたが、2回とも今回の追加する注意喚起の解除の判断基準を満たさなかったことから、翌日の午前0時に自動解除となります。